

アラブ首長国連邦における問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日機輸	(1)	外貨マジョリティ規制	・外資規制があり、当国への事業投資に際し、出資マジョリティをとれない問題がある。 (継続)	・規制撤廃を望む。	
	日機輸	(2)	外国資本規制	・UAE政府は、2017年10月28日付けより、特定の会社及び業種に関し、会社法で規定されていた国内で51%現地資本要件の免除を認める法改正を施行。 今後、閣僚評議会の権限で免除対象となる業種や企業が選定され、外国資本による51%～100%所有することが可能となった。 閣僚評議会による政令制定(具体的な内容)や今後のスケジュールに関しては明らかになっていない。	・UAE閣僚評議会や当局による外資規制緩和の政令規定につき、具体的な内容や今後のスケジュールをタイムリーに提供して頂きたい。	・本改正は2017年法律第18号に基づく政令(Decree)として公表
9 輸出入規制・関税・通関規制	日鉄連	(1)	原産地証明の必要	・2003年1月1日よりGCC(湾岸協力会議)諸国(UAE、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビアの6カ国)の産業保護育成のため、政府の発行する原産地証明が必要。 (継続)	・制度の撤廃ないし手続きの簡素化。	
	時計協	(2)	税関での水際取締にかかる問題点	・UAEは中近東におけるハブ港である。税関検査は、UAE国内貨物のみしか行なわれない。 (継続)	・トランジット貨物を含めた差止めを望む。	
16 雇用	日機輸	(1)	現地人雇用義務	・給与等処遇水準の高い当国民の民間企業における雇用義務に起因する採算面および運営面での問題がある。 (継続)	・義務撤廃。 ・給与格差補填。 ・高等教育拡充等を望む。	
	日機輸 日機輸	(2)	就労ビザ取得時の素行善良証明書提出義務	・2018年2月4日からUAE VISA取得のために提出が義務となった。同書類(警察庁発行)の入手には2ヶ月以上を要し、業務に支障をきたす可能性がある。 ・2018年2月以降の就労ビザの申請には「素行善良証明書」の取得が必要。これは過去5年間に遡り、居住国の警察証明を取得の上、当該国のUAE大使館での認証が必要。ただ現居住者で無いものには警察証明を発行しない国、またUAE大使館が存在しない国もある事から、こうした国に居住した経験のあるものには、取得が不可能。	・撤廃または手続きの簡略化を望む。 ・「素行善良証明書」の取得には、パスポートを保有する母国の警察証明のみとするよう、改善を望む。	
17 知的財産制度運用	時計協	(1)	不正・不良輸入業者の常習犯化	・差別的な法令運用、通関・流通手続きの可能性がある。 日本企業は正規流通させるため、法令・規則に従って原産地証明やSASOなどの必要書類添付の上手続きをしているのに対し、違法商品が必要書類もなく流入・流通している実態がある。 (継続)	・税関を迂回する密輸行為も含め、合法的に活動する企業を保護するために、違法商品を取り扱う流通業者や小売業者を取り締まってほしい。 ・密輸を防止してほしい。	・商標法 ・意匠法 ・通関手続き ・国境管理
	時計協 時計協	(2)	商標権取得にかかる費用全般の問題点	・UAEの商標オフィシャルフィーが2015年5月より大幅値上げされ、登録料US\$2,720、更新料US\$2,720となったが、他国と比較し高すぎる。 (継続) ・UAEの領事館認証費用(委任状認証1件当り12万円)が他国の同費用に比較し格段に高すぎる。 (継続)	・商標オフィシャルフィーの引き下げを望む。 ・領事館認証費用の引き下げ。	

経由団体: 各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19 工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	不合理な適合マーク表示	<p>適合マーク表示について、以下の問題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2018年1月28日にUAEの認証制度であるECAS認証品に対して、予告なく、かつ施行日が1月30日で要求された。 - 規則の公示もされていない。 - 強制日は3月1日と適用までの猶予期間も1ヶ月と極端に短期間の設定。 - 適合マーク表示がカラー印刷で要求された。 - 適合マークのロゴ周辺には文章が記載されており、判読が要求された。 - ロゴ周辺文字の判読を実現するには既定されたサイズでは実現できない。 - 表示する場所も製品前面と指定され、表示に対する自由度が極端に制限されている。 	<p>規則の廃止。</p> <p>廃止されない場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> - WTO-TBTへの通知 - 適切なパブコメの実施 - 適切な移行期間の確保 - 本体表示既定の削除 - 印刷表示の廃止 - シールなどでの表示方法の規定化 - 単色表示の受け入れ - ロゴ周辺の文章を削除 - 表示サイズの縮小 - 表示場所の指定の廃止 	BoD No.78 of 2017
22 環境問題・廃棄物処理問題	日機輸 日機輸 日機輸	(1)	公布時期、内容が不明確な危険物質規則	<p>2017年4月公布され、2018年1月1日適用開始されたUAE RoHSは、上市前に登録が必要な規制である。その申請書類でテストレポートを要求、また認証機関が法文・ガイドラインに規定されている適用規格(IEC63000)を超える書類の提出を要求するなど、製造者にとって負担となっている。</p> <p>(継続)</p> <p>欧州RoHSを概ねコピーした内容となっているが、欧州RoHSにはない製品登録が必須とされていることや、適合性評価に関する技術文書の提出が必要とされていて、その内容が不明確である。また、製造者には負担が大きくなっている。</p> <p>(継続)</p> <p>本規則は、2017年4月28日に官報が公布され(アラビア語画像ファイル)、対象物質と閾値は、EUをはじめとする各国のRoHSと同様である。最初の制限開始日は、医療機器および監視・制御機器以外の電気電子機器中の6物質の制限について、2018年1月1日である。EU RoHSの整合規格であるEN 50581(国際規格IEC 63000と同じ)が、適合のための参照規格として規則に記載されている。従って法文上、要求事項は、EU RoHS及び各国のRoHS類似法と同様と考えられるにもかかわらず、認証機関による認証登録が要求され、ガイドラインにおいて、リスクアセスメント書類および試験報告書の提出が求められている。</p> <p>運用を管轄する当局は、ESMA (Emirates Authority For Standardization and Metrology)である。しかしながら当局も認証機関も、法律をあまりよく理解しておらず、質問がたらいまわしになるケースも多い。また、申請書が差し戻される場合にも、差し戻しの理由が明示されない。</p> <p>登録費用が非常に高いうえ、年1度の更新が要求される。(申請時にも登</p>	<p>RoHSの適合証明をテストレポートだけに限定せず、自己適合宣言を認めるRoHSの国際的運用への整合を希望している。</p> <p>テストレポートの提出のみではなく、例えばEUで認められている適合方法を認めていただきたい。</p> <p>国際的な運用と整合させていただきたい(できればEUのような自己宣言が望ましいが、どうしても登録を要求するのであれば、試験報告書のみを適合のエビデンスとするのではなく、他のエビデンスも受け入れてほしい)</p> <p>運用を明確にしていきたい。申請差し戻しの際には、理由を具体的に明示いただきたい。</p> <p>あまりに高額な認証費用は見直していただきたい。</p>	<p>Cabinet reslution No.10 of 2017</p> <p>Restrictions on the Use of Hazardous Materials in Electronic and Electrical Devices Control Scheme, Regulation No. 10, 2017</p> <p>規則原文: Issue No. 614</p> <p>ガイドライン</p>

経由団体:各個社の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
22	日機輸			録時にも費用が発生する上、申請を差し戻された場合には、また1から申請費用を支払って登録をやり直し) 日米欧の産業界は、国際規格への整合および運用開始の延期を求めたが、(WTO/TBTマルチ会合など)改善は見られなかった。 (継続) (参考) ・規則原文: Issue No. 614: http://www.esma.gov.ae/en-us/ESMA/Lists/LawsandLegislationsList/Attachments/65/%D9%86%D8%B8%D8%A7%D9%85%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%88%D8%A7%D8%AF%20%D8%A7%D9%84%D8%AE%D8%B7%D8%B1%D8%A9%20%D9%81%D9%8A%20%D8%A7%D9%84%D8%A3%D8%AC%D9%87%D8%B2%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%83%D9%87%D8%B1%D8%A8%D8%A7%D8%A6%D9%8A%D8%A9.pdf ・ガイドライン: http://www.esma.gov.ae/Documents/Restriction%20on%20Hazardous%20Substances.pdf			
	日機輸	(2)	規制対応手続き	・UAEは欧州RoHS指令にならない国内法を導入しているが、共に製品の第三者認証を要求している。 欧州RoHSはEN50581(IEC63000)に基づき、サプライチェーンでの適合宣言を持って順法を証明する手順が確立されており、企業はそれに従い自社の管理システムを構築している。 それにもかかわらず、第三者認証を要求することは法律の性質上順守を証明するものでないだけでなく、製品投入における遅延、コスト増などを招くことにつながる。	・国際規格に従った適合性評価を受け入れるよう望む。	・UAE 2017-10	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸 日機輸	(1)	許認可取得リスクの負担	・国営企業との契約において、免税の是非を決定する経済省(Ministry of Economy)の許認可取得リスクを入札者側が負っている。 (継続) ・国営企業TRANSCOとの契約において税制を含む法令変更リスクを契約者側が負う契約形態を強いられている。 (継続)	・国営企業側が許認可取得リスクを負うことを望む。 ・国営企業側が税制を含む法令変更リスクを負うことを望む。	
	コンタクターライセンス取得の困難			・当地DEDによるContractor Classificationは、日本商社の業容にはそぐわずContractor licenseの取得が困難。商社をContractorとして認め得るような登録カテゴリーそのものが無い。 (継続)	・LicenseやClassificationの問題に縛られずに日本商社がMain ContractorとしてWorkできる様な規制の運用を望む。		
	日機輸	(2)		・アブダビ内の発電所に立ち入るためにはCICPAからのパス発行が必要になるが、発行までに非常に時間がかかる。(ミッションビザでの入国後3-4営業日) (継続)	・発行期間の短縮を望む。		
	日機輸	(3)	CICPAの運用改善				